

平成30年7月5日からの大雨による災害に対応できる公的融資制度について《暫定版》

H30. 7. 9 時点 経営革新課

| 取扱機関                   | 広島県<br>(災害時自動適用の優遇制度)   | 日本政策金融公庫 (国民生活事業)<br>《主に小規模事業者向け》   | 日本政策金融公庫 (中小企業事業)<br>《主に中小企業者向け》           | 広島県<br>(セーフティネット保証4号適用の場合)  |
|------------------------|---|---|--|---|
| 適用区分                   | 常時適用可   | 指定後適用   | 指定後適用                                      | 指定後適用   |
| 貸付制度名                  | 緊急対応融資<br>(倒産防止等資金 (県指定等))  | 災害貸付  | 災害復旧貸付                                     | 緊急対応融資<br>(セーフティネット資金 (国指定))  |
| 対象者                    | 市町長の認定 (り災証明) した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等   | 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者  | 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者                     | 市町長の認定を受けた者   |
| 資金使途                   | 災害復旧に必要な運転資金, 設備資金  | 災害復旧に必要な運転資金, 設備資金  | 災害復旧に必要な運転資金, 設備資金                         | 運転資金, 設備資金  |
| 融資限度額                  | 中小企業者 4,000万円<br>組合等 8,000万円<br>ただし, 復旧経費の範囲内とする。   | 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円<br>(代理貸付: 1,500万円)   | 別枠で1億5,000万円<br>(代理貸付: 7,500万円)            | 中小企業者 8,000万円<br>組合等 16,000万円   |
| 融資期間                   | 運転資金 10年以内 (据置1年以内)<br>《災害の場合のみ》<br>設備資金 10年以内 (据置3年以内)   | 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる。<br>※普通貸付を適用した場合は10年以内 (据置2年以内)                                  | 運転資金 10年以内 (据置2年以内)<br>設備資金 15年以内 (据置2年以内) | 運転資金 10年以内 (据置1年以内)<br>《災害の場合のみ》<br>設備資金 10年以内 (据置3年以内)   |
| 融資利率<br>(H30. 4. 1 現在) | 【固定金利】<br>(保証付き) 1.1% (保証なし) 1.4%   | (H30. 6. 13 現在, 貸付期間5年の場合)<br>基準利率 (災害貸付) 1.36%                                     | (H30. 6. 13 現在, 貸付期間5年の場合)<br>基準利率 1.16%   | 【固定金利】<br>(保証付き) 1.1%   |
| 信用保証                   | 広島県信用保証協会の保証付き<br>保証料率0.40~1.33%  | —   | —  | 広島県信用保証協会の保証付き<br>保証料率0.7% (経営安定関連保証適用)   |
| 担保・保証人                 | 取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。  | 直接貸付・代理貸付とも, 弾力的に取扱う。   | 直接貸付・代理貸付とも, 弾力的に取扱う。                      | 取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。  |
| 申込先・<br>取扱金融機関         | 商工組合中央金庫, 広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 山口銀行, 伊予銀行, 四国銀行, 西日本シティ銀行, 山陰合同銀行, 西京銀行, 鳥取銀行, 百十四銀行, 愛媛銀行, 香川銀行, トマト銀行, みずほ銀行, 広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫, 広島市信用組合, 広島県信用組合, 備後信用組合, 両備信用組合, 信用組合広島商銀, 朝銀西信用組合, 笠岡信用組合 | 日本政策金融公庫 (国民生活事業)   | 日本政策金融公庫 (中小企業事業)                          | 商工組合中央金庫, 広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 山口銀行, 伊予銀行, 四国銀行, 西日本シティ銀行, 山陰合同銀行, 西京銀行, 鳥取銀行, 百十四銀行, 愛媛銀行, 香川銀行, トマト銀行, みずほ銀行, 広島信用金庫, 呉信用金庫, しまなみ信用金庫, 広島みどり信用金庫, 広島市信用組合, 広島県信用組合, 備後信用組合, 両備信用組合, 信用組合広島商銀, 朝銀西信用組合, 笠岡信用組合 |
| お問い合わせ先                | 【広島県 経営革新課】<br>082-513-3321   | 【広島支店】082-244-2231<br>【呉支店】0823-24-2600<br>【尾道支店】0848-22-6111<br>【福山支店】084-922-6550 | 【広島支店】<br>082-247-9151                     | 【広島県 経営革新課】<br>082-513-3321   |

○ セーフティネット資金 (国指定) は, 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号の取扱いが開始された場合に適用になります。

○ 市町の災害復旧関係融資については各市町にお問合せください。